

1. 商品名	割引国債
2. 販売対象	個人 および 法人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・新発債 3 年 ・上記期間以内の既発債もお取り扱いできます
4. 購入方法	購入単位は、額面 5 万円以上 5 万円単位となります
5. 償還方法	償還日には額面金額で償還になります
6. 運用益	<ul style="list-style-type: none"> ・利払いのかわりに、期間中の利子相当額を額面より割引いた価格でご購入いただきます（額面金額と購入金額との差額が利子にあたります） ・個人の場合は原則として、20.315%の申告分離課税となります（償還時に、利子相当額（償還差益）に対して課税されます） ・法人（非課税法人を除く）の場合は、原則として総合課税となります
7. 手数料	なし
8. 中途換金時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・償還前でも換金することができます その場合は、市場価格を基準にした価格で当行が買取らせていただきます ただし、価格は金利の変動等により上下しますので、市場実勢によっては投資元本を割込むことがあります ・償還日の 7 営業日前から前営業日までの期間は、中途換金のお申込みはできません。 ・買取り代金は、お申込み日の 3 営業日後にお客さまご指定の預金口座に入金いたします
9. リスクに関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・価格は金利の変動等により上下しますので、償還前に換金される場合は投資元本を割込むことがあります ・発行者の財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により投資元本を割込むことがあります ・非預金商品であり、預金保険の対象ではありません ・新発債については、国（財務省）が発行を中止・延期した場合、約定取消になります
10. 当行の苦情対応措置及び紛争解決措置	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005</p>
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本国債は、国が発行する安全性の高い債券です ・マル優・特別マル優制度はご利用できません ・クーリング・オフ（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用はありません ・本国債のお取引は、主に当行が直接の相手方となる等の方法によりお客さまとのお取引を成立させます ・販売条件等については、窓口でお問い合わせください

商号等：株式会社七十七銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第 5 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会